

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第18条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第18条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第4条第1項第1号イ(ア)及び第2号アの規定の適用については、当分の間、同項第1号イ(ア)中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同項第2号ア中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」とする。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第57号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（第11条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の

合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第5条第1項第6号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に規定する者とする。

3 第1項各号（第1号を除く。）及び条例第5条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（指定福祉型障害児入所施設の設備の基準）

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

（指定障害児入所施設が支払を受けることができる費用）

第5条 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号）に定めるところによるものとする。

（モニタリングの方法）

第6条 条例第22条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第7条 条例第23条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 条例第24条に規定する検討及び必要な援助並びに条例第25条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（健康管理）

第8条 条例第29条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ次の表の左欄に掲げる健康診断

の結果を把握したときは、同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 条例第32条の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成24年厚生労働省告示第305号）に規定する給付金とする。

2 前項の給付金は、次に定める方法により管理しなければならない。

- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(記録の整備)

第10条 条例第52条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 条例第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項
- (3) 条例第33条の規定による都道府県への通知
- (4) 条例第42条第2項に規定する身体拘束等
- (5) 条例第48条第2項に規定する苦情の内容等
- (6) 条例第50条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(指定医療型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第11条 条例第53条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- (2) 児童指導員及び保育士
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 (1)又は(2)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
 - (ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
 - (イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
 - イ 児童指導員 1以上
 - ウ 保育士 1以上
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定医療型障害児入所施設が支払を受けることができる費用)

第12条 条例第55条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお

いても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(指定医療型障害児入所施設への準用)

第13条 第5条から第10条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第6条中「第22条第9項」とあるのは「第58条において準用する条例第22条第9項」と、第7条中「第23条」とあるのは「第58条において準用する条例第23条」と、同条第1号中「第25条」とあるのは「第58条において準用する条例第25条」と、第8条中「第29条ただし書」とあるのは「第58条において準用する条例第29条ただし書」と、第9条中「第33条」とあるのは「第58条において準用する条例第33条」と、第10条中「第52条」とあるのは「第58条において準用する条例第52条」と、同条第2号中「第16条第1項」とあるのは「第58条において準用する条例第16条第1項」と、同条第3号中「第33条」とあるのは「第58条において準用する条例第33条」と、同条第4号中「第42条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第42条第2項」と、同条第5号中「第48条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第48条第2項」と、同条第6号中「第50条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第50条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(設備に関する特例)

2 平成23年6月17日前から引き続き存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第4条の規定を適用する場合においては、同条第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同条第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同条第3号の規定は適用しない。

3 平成24年4月1日前から引き続き存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第4条の規定は適用しない。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第58号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第3条—第8条)
- 第3章 療養介護(第9条—第13条)
- 第4章 生活介護(第14条—第20条)
- 第5章 短期入所(第21条—第24条)
- 第6章 重度障害者等包括支援(第25条・第26条)
- 第7章 共同生活介護(第27条—第31条)